

**現物市場の更なる機能強化に向けた売買制度の見直しに係る
業務規程等の一部改正について**

2026年8月6日
株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

当社は、業務規程等の一部改正を行います（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、クロージング・オークション制度の改善（ランダムクローズ方式の導入）、呼値の単位の更なる適正化及び売買立会による売買に係るアクセス料の見直しに伴い、所要の対応を行うことによるものです。

II. 改正概要

1. クロージング・オークション制度の改善

（ランダムクローズ方式の導入）

- ・ 午後立会の売買立会終了時の売買においてクロージング・オークションを実施する銘柄について、毎営業日午後3時29分30秒から午後3時30分までのランダムな時刻に大引けの板寄せを実施します。

2. 呼値の単位の更なる適正化

- ・ 当取引所に上場する株券について、原則として、一定期間の流動性指標（STR）に応じて、適用する呼値テーブルを決定します。

3. 売買立会による売買に係るアクセス料の見直し

- ・ 売買立会による売買に係るアクセス料について、現行の料金テーブルを一部見直します。

III. 施行日

- ・ 「1. クロージング・オークションの改善」については、2027年10月12日から、「2. 呼値の単位の更なる適正化」及び「3. 売買立会による売買に係るアクセス料の見直し」については、同年3月1日から施行します。
※ ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2027年10月12日から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行します。

（備考）

・ 業務規程第2条第1項第1号及び第4号

・ 業務規程第14条第3項第1号等

・ 取引参加料金等に関する規則別表第3

以 上